

川西市告示第 125 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、川西市都市政策部都市政策課において縦覧に供する。

令和 7 年 12 月 12 日

川西市長 越 田 謙 治 郎

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更した土地の区域

都市計画生産緑地地区 北・中部 7 4 ー 1 生産緑地地区ほか 6 地区